

令和7年度

第1回恵那市介護保険運営協議会

日時 令和7年7月31日（木）午後1時30分

場所 恵那市役所 北庁舎 会議室

1. 開会

2. 委嘱

3. あいさつ

4. 会長、副会長の選出

5. 議事（報告事項）

（1）介護保険事業、地域支援事業、高齢者等生活支援事業の実施状況について
【資料 P3】

（2）第9期介護保険事業計画自己評価シートについて 【資料 P19】

6. その他

7. 閉会

**恵那市介護保険運営協議会、地域密着型サービス運営委員会
委 員 名 簿**

〔任期 令和7年7月31日～令和9年3月31日〕

（敬称略、順不同）

区分	no	選出団体等	氏 名	備 考
被保険者委員	1	恵那市壮健クラブ連合会	遠山 恒宏	
	2	公募	渡邊 政子	
	3	公募	縄田 麻里子	
学識経験者	4	恵那市社会福祉協議会	松原 淑明	
	5	恵中医会	安部 俊一	
	6	恵南医会	前野 禎	
	7	恵那歯科医師会	桐山 光生	
	8	民生委員・児童委員協議会	鈴村 弘二	
介護サービス提供事業者	9	未来設計おひさま	西尾 由香	
	10	小規模多機能型ケアホームあじさい	田北 英美子	
	11	デイサービス向日葵永田	渡辺 ちえみ	
	12	特別養護老人ホーム明日香苑	島崎 太郎	
	13	介護老人保健施設ひまわり	安藤 貴之	
	14	グループホーム万年青	後藤 修一	
諸団体	15	恵那市シルバー人材センター	各務 一彦	
	16	NPO法人まんさく	瀬瀬 恵美	
	17	恵那市障がい者団体連絡協議会	三宅 弘文	
事務局	18	医療福祉部長	古山 小百合	
	19	〃 次長兼高齢福祉課長	西尾 克子	
	20	高齢福祉課技術指導官兼包括支援センター所長	高垣 亜也	
	21	包括支援センター副所長	伊藤 満子	
	22	高齢福祉課課長補佐兼介護保険係長	平野 圭	
	23	〃 高齢福祉係長	山田 耕司	
	24	〃 介護保険係主査	桂川 和幸	

(1) 介護保険事業の実施状況について

資料 1

① 被保険者数等

- ◇ 令和 7 年 3 月末現在の第 1 号被保険者数は 16,659 人となっており、高齢化率（65 歳以上の比率）は、恵那市全人口に対して 36.5%となっています。
- ◇ 高齢者の前年同月比を見ると、65 歳から 75 歳未満の前期高齢者は -4.9%（-354 人）、75 歳以上の後期高齢者は +1.9%（+186 人）となっています。
- ◇ 高齢者人口に対する要介護認定者の比率（認定率）は、令和 7 年 3 月末現在で 17.5%となり、前年同月の認定率が 17.6%であることから、0.1%の減となっています。また、75 歳以上の認定率は 26.9%に対して、前年同月の認定率が 27.8%と 0.9%減少しています。

（恵那市：令和 7 年 3 月末現在、全国・岐阜県：令和 7 年 3 月末現在）

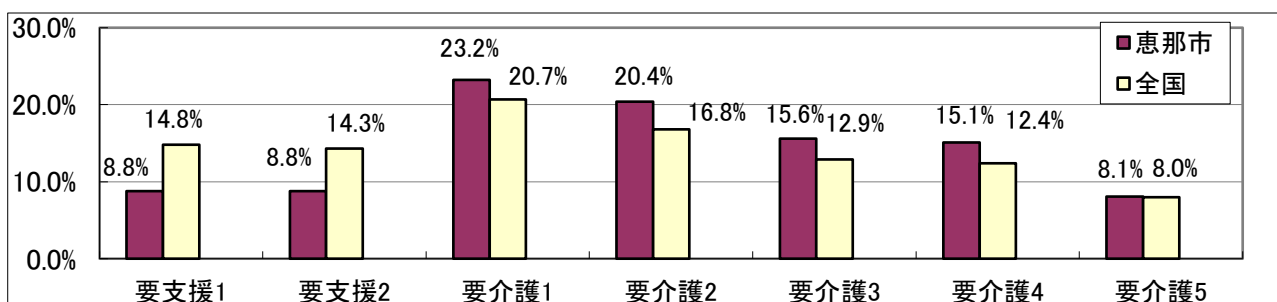
区 分	人数	割合	認定者数	認定率	前年同月比 (人数)
住民基本台帳における総人口	45,670 人				-1.7% (46,450 人)
第 1 号被保険者（65 歳以上）	16,659 人	36.5%	2,914 人	17.5%	-1.0% (16,827 人)
前期高齢者 （65 歳以上 75 歳未満）	6,877 人	15.1%	242 人	3.5%	-4.9% (7,231 人)
後期高齢者 （75 歳以上）	9,782 人	21.4%	2,626 人	26.9%	+1.9% (9,596 人)
第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）	14,754 人	32.3%	46 人	0.3%	-1.3% (14,945 人)
全国（第 1 号被保険者）	35,841,600 人	-	7,197,845 人	20.1%	-0.1% (35,890,590 人)
岐阜県（第 1 号被保険者）	603,443 人	-	111,013 人	18.4%	-0.2% (604,602 人)

② 要介護認定者数の全国比較

- ◇ 要介護度別認定者数の構成比は、要介護 1 の比率が 23.2%と最も高くなっています。
- ◇ 全国平均と比較すると、恵那市は重度化傾向にあり、要支援 2 以下では全国の前平均値を下回り、要介護 1 以上では全て全国平均を上回っています。

（恵那市：令和 7 年 3 月末現在、全国：令和 7 年 3 月末現在）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
認定者数	257	255	677	594	455	440	236	2,914
恵那市	8.8%	8.8%	23.2%	20.4%	15.6%	15.1%	8.1%	100%
全国	14.8%	14.3%	20.7%	16.8%	12.9%	12.4%	8.0%	100%

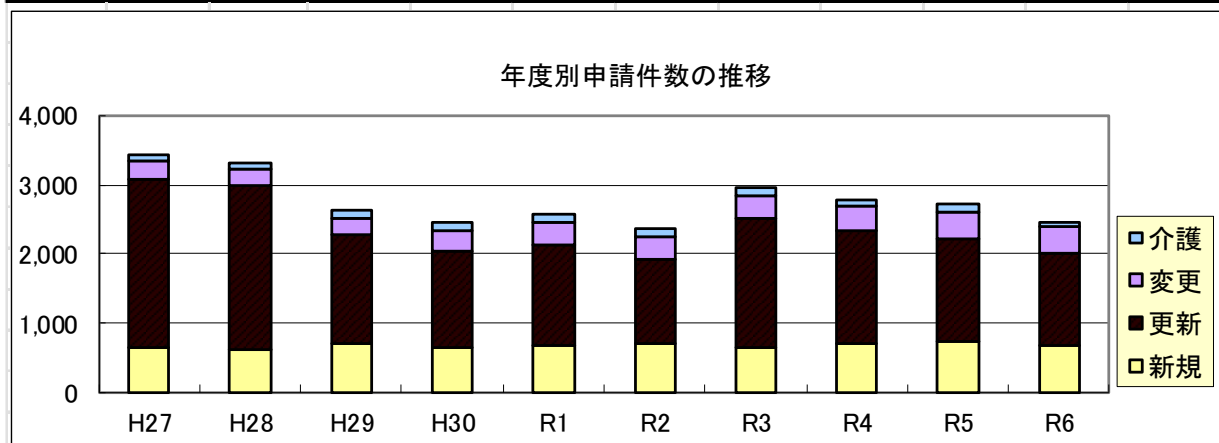


③ 要介護認定申請状況

◇ 令和6年度の申請件数は延べ2,467件で月平均206件（前年226件）、前年比20件減となりました。これは人口減少により被保険者数の減少のため、要介護認定申請数も減少したものであると考えられます。

申請の区分 新規：介護認定の新規申請 更新：認定有効期間が切れることによる申請

(平成27年度～令和6年度)											単位：件
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	前年比
新規	650	624	725	646	676	716	654	711	739	693	-6.2%
更新	2,436	2,371	1,564	1,403	1,467	1,195	1,872	1,634	1,476	1,331	-9.8%
変更	243	231	235	297	311	337	325	333	387	364	-5.9%
介護	98	88	116	116	116	113	99	111	104	79	-24.0%
合計	3,427	3,314	2,640	2,462	2,570	2,361	2,950	2,789	2,706	2,467	-8.8%

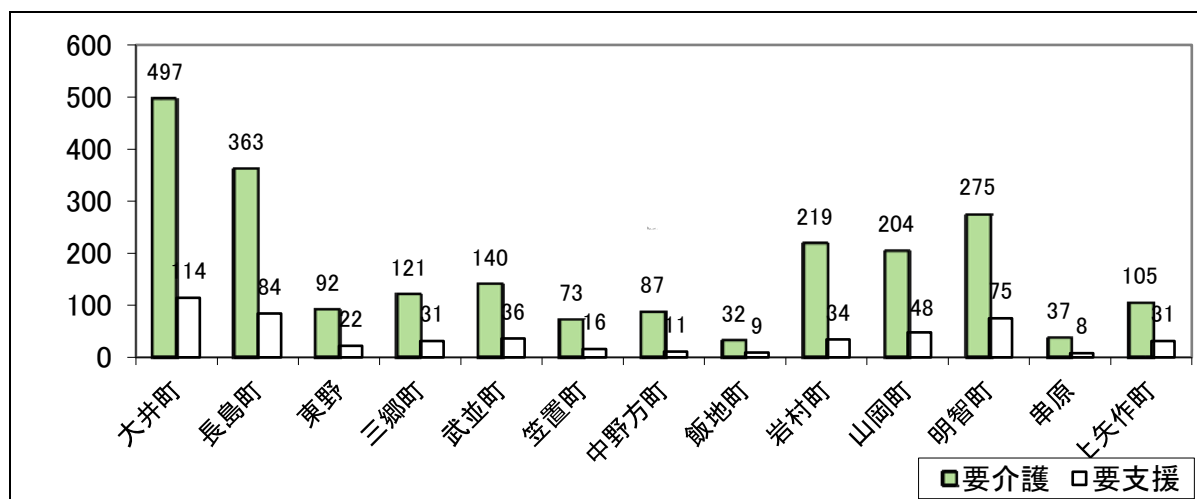


変更：要介護認定を受けた方が、認定有効期間中に区分変更を行うための申請

介護：要支援認定を受けた方が、認定有効期間中に区分変更を行うための申請

④ 地区別認定者数

◇ 令和7年3月末現在の地区別認定者数を見ると、要介護認定者及び、要支援認定者の上位は大井町、長島町、明智町となっています。



◇ 第1号被保険者数（地域別）

（単位：人）

	大井	長島	東野	三郷	武並	笠置	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作
被保険者数	3,738	2,776	588	902	971	505	591	241	1,586	1,608	2,046	312	795
認定者の割合	16.3%	16.1%	19.4%	16.9%	18.1%	17.6%	16.6%	17.0%	16.0%	15.7%	17.1%	14.4%	17.1%

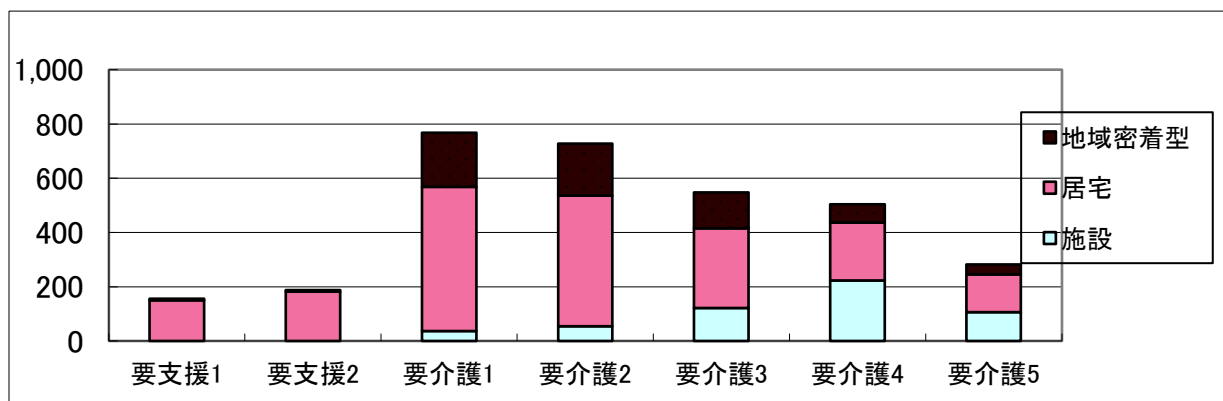
⑤ 介護サービスの利用状況（※）

- ◇ 令和7年3月における介護サービス利用者数は3,175人で、そのうち居宅介護サービス利用者が62.7%を占めています。
- ◇ 施設サービスでは要介護4の利用者が223人と最も多く、居宅サービスでは要介護1の利用者が531人と最も多くなっています。
- ◇ 介護サービス費用額の全体の42.7%を居宅サービスが占めていますが、一人当たりの額では、施設サービス費用が最も高くなっています。（施設：約288千円、居宅：約100千円、地域密着型：約173千円）

介護サービス利用者数

（令和7年3月分 単位：人）

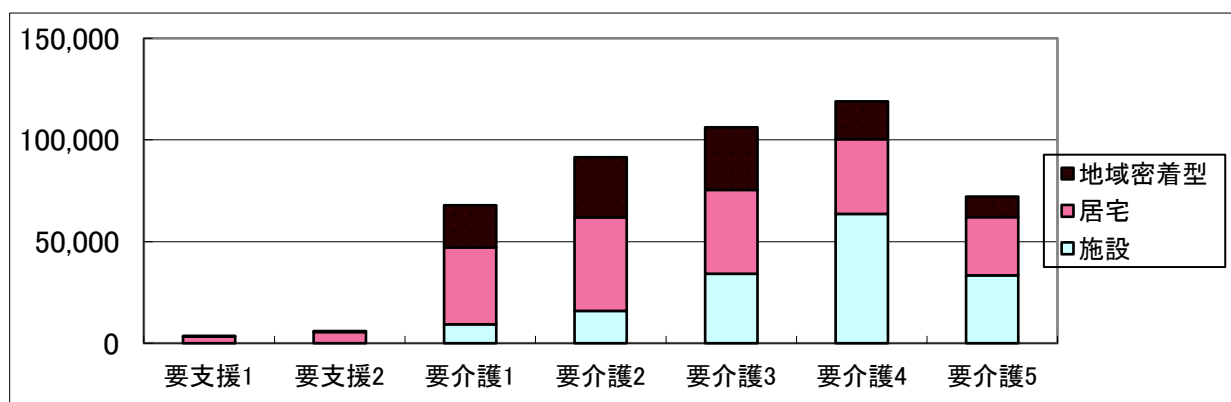
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	割合
施設	0	0	37	55	122	223	107	544	17.1%
居宅	150	182	531	481	294	214	139	1,991	62.7%
地域密着型	6	6	200	191	132	68	37	640	20.2%
合計	156	188	768	727	548	505	283	3,175	



介護サービス費用額

（令和7年3月分 単位：千円）

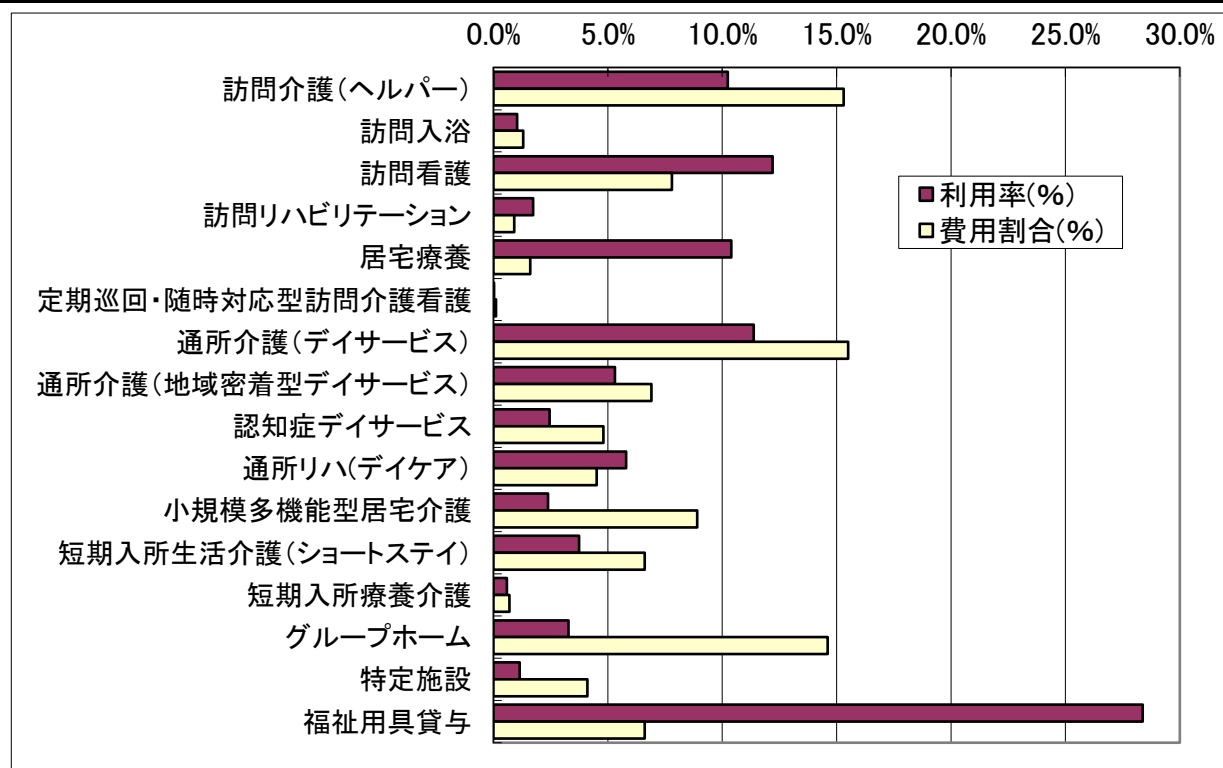
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	割合
施設	0	0	9,402	15,900	34,245	63,688	33,534	156,769	33.6%
居宅	3,385	5,530	37,699	46,062	41,324	36,769	28,640	199,409	42.7%
地域密着型	290	526	20,828	29,636	30,633	18,528	10,075	110,516	23.7%
合計	3,675	6,056	67,929	91,598	106,202	118,985	72,249	466,694	



⑥ 居宅サービス・地域密着型サービスの利用状況（※）

- ◇ 居宅サービス・地域密着型サービスの利用構成比を見ると、上位は福祉用具貸与、訪問看護、通所介護（デイサービス）となっています。
- ◇ 費用額全体に占める割合は、上位は通所介護（デイサービス）、訪問介護（ヘルパー）、グループホームとなっています。

←地域密着型サービス		(令和7年3月分)			
		利用者数(延べ)	利用率(%)	費用額(千円)	費用割合(%)
訪問系	訪問介護(ヘルパー)	460	10.2%	41,453	15.3%
	訪問入浴	46	1.0%	3,444	1.3%
	訪問看護	548	12.2%	20,974	7.8%
	訪問リハビリテーション	78	1.7%	2,333	0.9%
	居宅療養	467	10.4%	4,273	1.6%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0.0%	143	0.1%
通所系	通所介護(デイサービス)	511	11.4%	41,878	15.5%
	通所介護(地域密着型デイサービス)	238	5.3%	18,662	6.9%
	認知症デイサービス	110	2.4%	12,924	4.8%
	通所リハ(デイケア)	260	5.8%	12,140	4.5%
	小規模多機能型居宅介護	107	2.4%	23,918	8.9%
入所系	短期入所生活介護(ショートステイ)	168	3.7%	17,843	6.6%
	短期入所療養介護	26	0.6%	1,929	0.7%
入居系	グループホーム	147	3.3%	39,301	14.6%
	特定施設	51	1.1%	11,150	4.1%
他	福祉用具貸与	1,275	28.4%	17,727	6.6%
合計		4,493	100.0%	270,092	100.0%



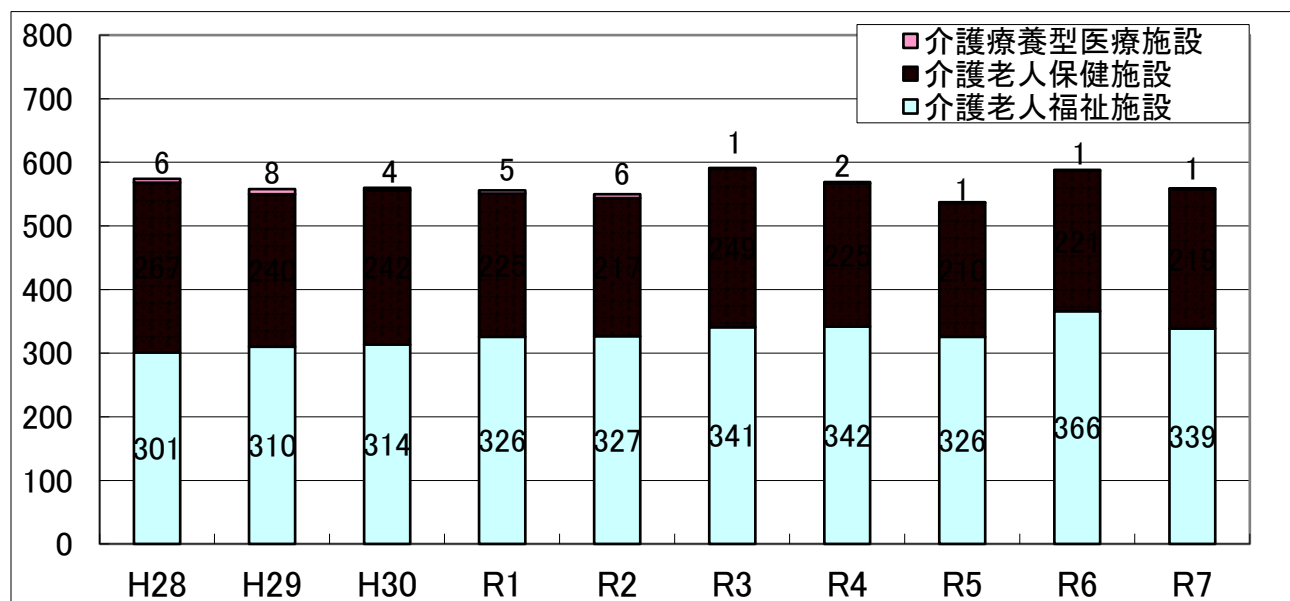
⑦ 施設サービスの利用状況（※）

- ◇ 施設サービス利用者全体の推移を見ると、平成 27 年度以降は 500 人代後半となっています。
- ◇ 令和 7 年 4 月サービス利用（提供）分施設利用者を見ると、介護老人福祉施設が 339 人となり、全体の約 6 割を占めています。

施設利用者数

（各年度4月サービス利用（提供）分 単位：人）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
介護老人福祉施設	301	310	314	326	327	341	342	326	366	339
介護老人保健施設	267	240	242	225	217	249	225	210	221	219
介護療養型医療施設	6	8	4	5	6	1	2	1	1	1
合計	574	558	560	560	556	591	569	537	588	559



（※）各介護サービス等の利用状況について

「⑤介護サービスの利用状況」「⑥居宅サービス・地域密着型サービスの利用状況」「⑦施設サービスの利用状況」の利用人数・費用額等は、『恵那市の介護保険』の利用実績であり、施設等所在地の市内外問わず恵那市の被保険者が利用したサービスとなります。

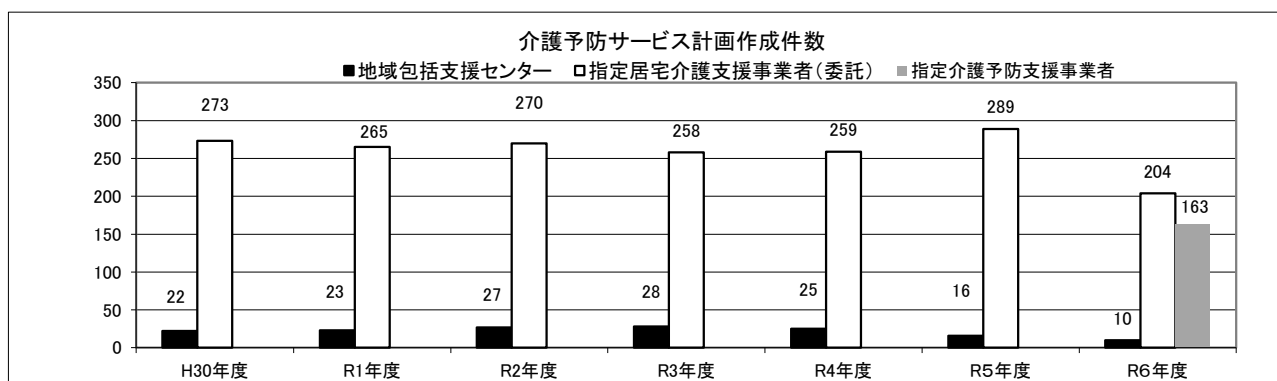
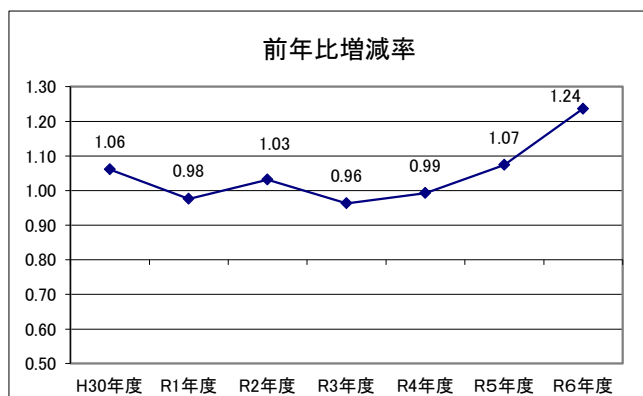
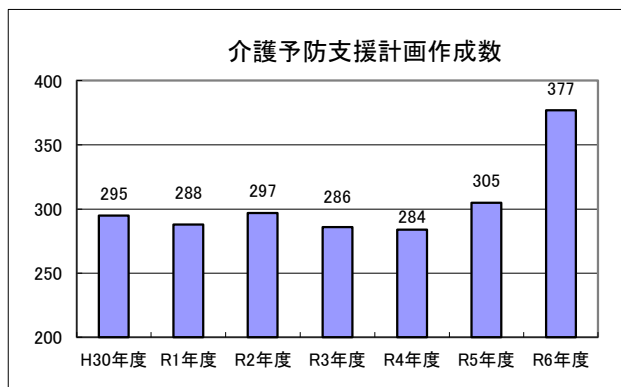
また、他自治体の被保険者が恵那市内の施設を利用することもあるため、『⑤～⑦の各利用実績＝市内の介護施設の受け入れ実績』とはなりませんのでご注意ください。

⑧ 指定介護予防支援事業について

要介護認定において、要支援1・要支援2の判定結果の方について、介護予防ケアマネジメントを行い介護予防サービス計画の作成を行います。介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成は、地域包括支援センターの職員および指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）への委託により行っています。令和6年度より直接契約による「居宅介護予防支援事業所」のプラン作成は、163件となっています。介護予防ケアマネジメントは、高齢者が心身機能の改善や環境調整を通じ、生活の質が向上し、一人ひとりの生きがいや自己実現ができる様、支援をすることを目標としています。

介護予防サービス計画作成件数

区 分		H30年度 (3月分)	R1年度 (3月分)	R2年度 (3月分)	R3年度 (3月分)	R4年度 (3月分)	R5年度 (3月分)	R6年度 (3月分)
地域包括支援センター職員作成分	新規	0	0	0	0	0	0	0
	継続	22	23	27	28	25	16	10
	計	22	23	27	28	25	16	10
指定居宅介護支援事業者（委託）	新規	5	5	4	3	9	7	3
	継続	268	260	266	255	250	282	201
	計	273	265	270	258	259	289	204
指定介護予防支援事業者	新規							163
	継続							
	計	0	0	0	0	0	0	163
合 計	新規	5	5	4	3	9	7	166
	継続	290	283	293	283	275	298	211
	計	295	288	297	286	284	305	377



⑨ 介護保険給付決定状況

サービス種類		サービス月	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9
		審査月	4月審査	5月審査	6月審査	7月審査	8月審査	9月審査	10月審査
		決定月	4月支給決定 (償還分)	5月支給決定 (償還分)	6月支給決定 (償還分)	7月支給決定 (償還分)	8月支給決定 (償還分)	9月支給決定 (償還分)	10月支給決定 (償還分)
	居宅介護サービス給付費		162,370,800	163,736,444	168,737,476	163,393,311	169,234,462	161,812,373	162,984,191
	特例居宅介護サービス給付費		4,799,486	4,570,834	4,710,747	4,309,893	4,941,514	4,844,346	4,371,731
	地域密着介護サービス給付費		101,354,547	102,896,829	104,473,467	101,928,740	108,209,693	103,294,546	103,205,625
	施設介護サービス給付費		156,300,774	151,211,014	163,436,377	154,795,000	157,599,772	155,903,788	151,384,741
	居宅介護サービス計画給付費		22,181,660	22,397,531	23,710,671	22,908,982	23,500,246	22,977,743	23,070,754
	介護予防サービス給付費		5,868,608	5,881,279	6,884,827	6,063,795	6,875,131	6,530,879	6,342,641
	地域密着予防サービス給付費		443,724	899,304	618,081	484,592	623,165	546,054	712,239
	予防サービス計画給付費		1,349,520	1,643,383	1,513,666	1,465,374	1,483,844	1,497,004	1,477,174
	福祉用具購入費		0	437,604	411,376	753,020	680,215	394,230	693,364
	住宅改修費		0	470,234	1,405,904	1,091,272	1,416,114	1,521,350	2,168,941
介護給付費		小計	454,669,119	454,144,456	475,902,592	457,193,979	474,564,156	459,322,313	456,411,401
特定入所者介護サービス費		小計	10,205,448	9,332,464	10,462,650	9,690,734	9,852,467	9,420,017	9,124,379
審査支払手数料		小計	495,000	490,974	509,784	356,084	507,738	493,350	500,808
高額・合算介護サービス費		小計	263,486	7,699,916	9,185,649	18,559,017	13,997,045	9,435,675	9,956,333
給付費等総額			465,633,053	471,667,810	496,060,675	485,799,814	498,921,406	478,671,355	475,992,921

サービス種類		サービス月	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	令和6年度 合 計	参考 令和5年度 合 計
		審査月	11月審査	12月審査	1月審査	2月審査	3月審査		
		決定月	11月支給決定 (償還分)	12月支給決定 (償還分)	1月支給決定 (償還分)	2月支給決定 (償還分)	3月支給決定 (償還分)		
	居宅介護サービス給付費		170,100,550	161,479,229	157,855,173	149,123,574	145,905,412	1,936,732,995	1,949,322,771
	特例居宅介護サービス給付費		4,548,116	4,346,957	4,035,449	3,785,152	3,807,506	53,071,731	52,519,164
	地域密着介護サービス給付費		105,438,337	103,321,229	100,302,855	99,205,473	98,007,670	1,231,639,011	1,223,852,519
	施設介護サービス給付費		158,278,160	153,362,823	155,500,173	155,178,593	140,740,518	1,853,691,733	1,753,848,268
	居宅介護サービス計画給付費		23,000,502	23,037,744	22,734,287	22,200,951	22,774,328	274,495,399	279,309,811
	介護予防サービス給付費		7,119,533	6,828,513	6,644,422	6,634,763	6,619,424	78,293,815	69,397,022
	地域密着予防サービス給付費		650,013	878,991	708,612	812,067	728,151	8,104,993	6,344,972
	予防サービス計画給付費		1,571,814	1,586,194	1,569,934	1,597,154	1,822,070	18,577,131	15,688,972
	福祉用具購入費		735,141	827,712	866,283	434,005	1,611,090	7,844,040	7,908,399
	住宅改修費		1,094,016	1,227,251	1,486,092	1,197,372	2,647,184	15,725,730	14,324,655
介護給付費		小計	472,536,182	456,896,643	451,703,280	440,169,104	424,663,353	5,478,176,578	5,372,516,553
特定入所者介護サービス費		小計	9,710,194	8,713,640	9,001,153	8,816,531	7,864,979	112,194,656	115,418,465
審査支払手数料		小計	504,174	502,458	499,158	483,516	486,618	5,829,662	5,988,180
高額・合算介護サービス費		小計	9,048,960	9,173,533	10,028,322	9,015,121	18,044,577	124,407,634	121,763,755
給付費等総額			491,799,510	475,286,274	471,231,913	458,484,272	451,059,527	5,720,608,530	5,615,686,953

⑩ 令和6年度 介護保険事業特別会計 事業勘定決算(見込額)

(歳入)

(単位：千円)

歳入科目	予算額	決算見込額	比較	備考
介護保険料	1,218,926	1,231,858	101%	第1号被保険者(65歳以上)が負担する保険料
特別徴収保険料現年分	1,141,711	1,151,464	101%	社会保険庁等が年金から天引きする分
普通徴収保険料現年分	75,061	78,243	104%	納付書又は口座振替により直接徴収する分
普通徴収保険料滞繰分	2,154	2,151	100%	過年度滞納分保険料
使用料及び手数料	114	22	19%	
保険料督促手数料	114	22	19%	滞納分保険料督促手数料
国庫負担金	1,093,710	1,105,774	101%	
介護給付費負担金	1,093,710	1,105,774	101%	介護給付費×(在宅他20%+施設15%)
国庫補助金	410,645	410,206	100%	
調整交付金	365,510	363,454	99%	介護給付費(1月から12月分)×6.28%×調整率
介護予防・日常生活支援総合事業交付金	32,305	33,922	105%	地域支援事業交付金
介護保険事業費補助金	668	668	100%	システム改修補助金
保険料機能強化推進交付金	4,379	4,379	100%	自立支援重度化防止等の取組に対する交付金
保険者努力支援交付金	7,783	7,783	100%	保険者へのインセンティブに対する交付金
支払基金交付金	1,641,013	1,594,738	97%	40歳～64歳までの保険料
介護給付費交付金	1,602,644	1,557,410	97%	介護給付費×27%
介護予防日常生活支援総合事業交付金	38,369	37,328	97%	地域支援事業支援交付金
県負担金	835,398	866,510	104%	
介護給付費負担金	835,398	866,510	104%	介護給付費×(在宅他12.5%+施設17.5%)
県補助金	16,152	16,152	100%	
介護予防・日常生活支援総合事業交付金	16,152	16,152	100%	地域支援事業支援交付金
介護予防サービス計画費	15,414	14,102	91%	
介護予防サービス計画費	15,414	14,102	91%	介護予防支援計画作成費
財産運用収入(預金利子)	3,147	3,147	100%	
介護保険給付基金利子	3,147	3,147	100%	基金利子
一般会計繰入金	916,798	871,607	95%	
介護給付費繰入金	741,965	714,693	96%	介護給付費×12.5%
介護認定事務費繰入金	63,888	45,341	71%	介護認定事業繰入金
事務費繰入金	48,717	44,387	91%	一般事務費繰入金
地域支援事業繰入金(総合事業)	16,152	15,993	99%	介護予防・日常生活支援総合事業繰入金
地域支援事業繰入金(指定介護予防)	11,954	10,437	87%	指定介護予防支援事業繰入金
低所得者保険料軽減繰入金	34,122	40,756	119%	低所得者保険料軽減繰入金
基金繰入金	7,872	7,872	100%	
介護給付費基金繰入金	7,872	7,872	100%	基金繰入金
繰越金	241,438	241,438	100%	
繰越金	241,438	241,438	100%	前年度繰越金
延滞金・加算金	3	96	3200%	
第1号被保険者延滞金	1	96	9600%	保険料延滞金
第1号被保険者加算金	1	0	0%	
過料	1	0	0%	
雑入	3,684	19,161	520%	
第三者納付金	1	3,061	306100%	第三者納付金
返納金	1	0	0%	
雑入(広域剰余金+認定委託料+損害賠償)	3,252	13,839	426%	広域行政負担金精算分、国保連合会精算分
“(事務費分(損害賠償等))”	0	0	-	
“(介護給付費分(返還金))”	0	1,225	-	給付費返還金
“(予防事業分(生活支援等))”	0	0	-	
“(包括・任意事業分(生活支援等))”	0	0	-	
“(その他)”	0	721	-	保険料未還付分等
総合事業利用者負担金	430	315	73%	総合事業収入
合計	6,404,314	6,382,683	100%	

(歳出)

(単位：千円)

歳 出 科 目	予算額	決算見込額	比較	備考
一般管理費	42,496	40,107	94%	介護保険事業全般の事務経費、人件費等
賦課徴収費	6,104	4,497	74%	介護保険料の賦課・徴収に係る経費
介護認定事業	67,140	59,180	88%	認定(認定調査・主治医意見書)に係る経費
趣旨普及費	1,050	573	55%	パンフレット作成経費
介護サービス等諸費	5,566,070	5,367,862	96%	要介護認定者が利用する対象サービス費
介護予防サービス等諸費	111,270	110,315	99%	要支援認定者が利用する対象サービス費
審査支払手数料	6,250	5,830	93%	給付費審査支払業務委託手数料(国保連)
高額介護サービス費	115,660	108,404	94%	1ヶ月の利用者負担が一定額を超えた場合に適用
高額医療合算介護サービス費	17,830	16,004	90%	年間の医療と介護利用者負担が一定額を超えた場合に適用
特定入所者介護サービス費	118,640	112,195	95%	低所得者における施設入所等に係る食費、居住費の補足給付
介護予防・日常生活支援総合事業費	129,650	128,107	99%	介護予防・生活支援サービス
指定介護予防支援事業	27,368	24,540	90%	総合事業
基金積立金	3,147	3,147	100%	介護給付基金積立金等
保険料還付金	2,141	2,141	100%	第1号被保険者の移動等に伴う還付金
保険料還付加算金	1	0	0%	第1号被保険者の保険料還付の加算金
償還金	144,209	144,204	100%	介護給付費の返還金
他会計繰出金	27,288	23,503	86%	一般会計への繰出し
予備費	18,000	0	0%	安定運営に向けた予備費(介護給付費の約0.4%)
合計	6,404,314	6,150,609	96%	

収支

232,074 千円 歳入－歳出

介護給付基金の活用状況

令和7年3月末残高

412,043千円

(前年度末残高416,768千円 積立3,147千円 取崩7,872千円)

(2) 地域支援事業の実施状況について

① 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護・通所介護のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを総合事業の対象として実施した。

○介護予防・日常生活支援総合事業

1. 訪問型サービス

事業名			内容	事業運営主体	参加者数
①	訪問型サービス	訪問介護相当	訪問介護同様	介護保険事業所	1,210 人
		サービス A	生活援助	地域組織（法人）	1,953 人
		サービス C	専門職による相談指導	独自基準	6 人
②	通所型サービス	通所介護相当	通所介護同様	介護保険事業所	2,242 人
		サービス A	ミニデイ	介護保険事業所	2,176 人
		サービス B	ミニデイ	地域組織（法人）	2,309 人
③	その他の生活支援サービス	お元気見守り食事	栄養改善（安否確認）を目的とした配食	民間事業者	1,340 人

② 重層的支援体制整備事業

○地域介護予防活動支援事業

1. 介護予防対象者把握事業

	事業	内容	参加者数
①	チェックリスト把握事業	何らかの支援を要する者の把握方法として、地域の民生委員等と地域活動予防活動支援事業等の支援者からの情報収集を行い、基本チェックリストを実施。	128 人
②	M C I 対象者把握事業	認知症の前駆段階とされる軽度認知障害（MCI）のスクリーニングテストを実施	45 人 該当者 3 人

2. 介護予防普及啓発事業

	事業	内容	参加者数
①	集いの場への支援	壮健クラブやサロン活動など、地域の高齢者の集いの場を対象として、介護予防講師派遣及び看護師による健康相談・健康教室を実施	延べ 2,042 人
②	健康体操教室	スポーツ施設等に委託し、3～6 ヶ月を期間とした短期集中型の体操教室を実施	延べ 1,495 人
③	高齢者運転応援事業	恵那警察署と連携して認知機能、身体機能等の低下を防ぐための健康講話、運転能力に関する健康チェック等を実施	延べ 121 人

	事業	内容	参加者数
④	回想法事業	地域における認知症予防・介護予防として出前講座や回想法センターでのおもいでカフェ・思い出話の会を開催し、回想法の手法を用いた講義や体験を実施	延べ 243 人
⑤	はつらつサポーター活動支援	自主的に集いの場を開催しているはつらつサポーターを対象とした交流会等を実施。（開催数 7 回）	38 人

3. 地域介護予防活動支援事業

	事業	内容	参加者数
①	はつらつサポーター養成講座	介護予防の基礎知識を学び、自ら地域の介護予防活動を行うサポーターを養成した。	5 人

4. 地域リハビリテーション活動支援事業

	事業	内容	参加者数
①	エナジーバード体操研修会	合同会社リハの木代表岸本理学療法士に委託し、はつらつサポーター活動支援を行い、はつらつリーダーを養成した。	22 人

○生活支援体制整備事業

1. 地域ケア会議

	事業	内容	開催数
①	地域ケア個別会議	個別ケースについて多職種が多方面から検討を行い、個別ケースの課題解決を支援。関係者間の連携強化と専門職の質の向上を図る。（福祉連携会議のケース検討も含める）	60 回
②	地域自治区ケア推進会議（13 地域）	個別ケースの背景にある地域課題と地域福祉懇談会で出された地域課題について、関係機関と地域の代表者の方々と一緒に課題解決に向けて検討	24 回
③	市地域ケア推進会議（運営協議会）	上記会議で出された地域課題の情報共有と地域課題を元に政策形成に向けて検討	1 回

2. 在宅医療・介護連携の推進

取組み	内容
① 現状分析・課題抽出・施策立案・評価・改善に向けた取り組み	在宅医療・介護連携推進会議 2 回開催。 多職種で構成されたワーキンググループ会議を 2 回開催
② 医療・介護関係者の研修	・多職種連携研修会（恵那歯科医師会委託事業） 『「口から食べる」を守りたい』吉田光由氏 [藤田医科大学医学部歯科・口腔外科学教授] (71 名参加（歯科医師 12 名、介護職等 59 名）)

取組み	内容
③ 日常の療養支援に向けた取り組み	・薬剤師との連携支援。 ・訪問介護提供体制支援（ゴミ出し支援体制について関係機関との検討） ・介護人材育成の取組み支援の継続（介護人材育成修学資金、介護福祉士資格取得支援助成金、介護職員初任者研修資格取得支援助成金） ・市ホームページ情報掲載（医療機関、歯科診療所、調剤薬局の等の情報更新）
④ 医療・介護関係者の情報共有の支援	・情報提供書等の活用の充実 ・情報共有システムについて、ワーキンググループ等による検討。
⑤地域住民への普及啓発	・認知症初期集中支援事業との啓発事業（大湫病院認知症疾患医療センターとの連携） - 映画上映会「お終活」 - 来場者へ「つながるカード」配布 ・人生会議についてワーキンググループでの普及活動
⑥医療・介護連携に関する相談支援	・相談窓口を地域包括支援センターと恵那市歯科医師会に設置（相談件数 医科 611 件 歯科 72 件）

3. 認知症総合支援事業

事業	内容	参加者数
若年性認知症の人と家族支援	若年認知症患者と家族への相談を認知症地域支援推進員が訪問等で継続的な支援を実施	継続的な支援 対象者 0 人
ささゆりカフェ （認知症カフェ）の開催	不安や悩み事の相談、居場所づくりのためのカフェを開催。地域に開かれたカフェを目指すため、医療・福祉事業所、民間企業との多職種連携事業として実施（開催回数 8 回）	277 人
認知症の人の家族のつどい	認知症の人を介護している家族を支える場としてつどいを開催（開催回数 2 回）	8 人
多職種連携研修会	認知症の人本人と家族を多職種で支援する体制構築と強化を目的に、市内の医療・福祉関係者、民生委員等を対象とした研修会を開催（開催回数 1 回）	58 人

4. 生活支援体制整備事業

種類	会議内容	開催数
第1層 (市1ヶ所)	○情報共有と連携 第2層協議体の意見・課題をまとめ内容を共有し連携を図る。 ○啓発活動 ○高齢者の生きがい活動交流・意見交換会の開催(1回)	3回
第2層 (地域13カ所)	令和5年度の各地域の目標に対する具体的な取り組みについて検討。 ※地域自治区ケア推進会議と兼ねて開催	24回

③ 地域包括支援センター

1. 総合相談支援業務

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するための事業実施

事業	内容	実施数
総合相談支援業務	地域から収集した情報(民生委員からの情報等)からの実態把握。何らかの支援を要する者を把握し、必要に応じて基本チェックリスト実施。地域介護予防支援事業等へ繋ぐ。また各種制度を紹介するなど適切な支援を実施	延べ4,098件 (実人数1,929名)
権利擁護業務	高齢者虐待や消費者被害などの相談に対し、介護保険事業所や専門機関と協力し、迅速に高齢者を権利侵害から守ります。又、虐待問題や消費者被害の防止啓発に向けた取り組みを実施	虐待通報18件 (虐待対応7件)
ケアマネジメント支援	地域のケアマネジャーへの支援として、個別ケースの相談に応じるとともに定期的な研修や勉強会を開催	連絡会12回 (参加者734人)

2. 家族介護支援事業

	事業	内容	参加者数
①	家族介護者支援事業	在宅で介護する家族の支援として、介護者同士の交流会を2回実施。(湯舟沢、ささゆり温泉)	16人
②	GPS機器購入助成事業	認知症高齢者の見守り体制の1つとして、位置探索端末機の購入助成を実施	0人
③	高齢者見守り活動支援事業(協定)	一人暮らし高齢者等の見守りをを行っている登録事業所と、消防、警察と連携を図り、多様なネットワークの構築・強化を図る	35事業所

○その他の事業

	事業	内容	実施数
①	成年後見制度利用支援事業	低所得者に成年後見制度の申立て費用等を助成。 (市長申し立て5件)	8件
②	認知症サポーター養成講座	地域での理解と早期対応の知識普及のために、地域住民、職域、学校、広域の団体など対象に養成	受講者 169 人 (開催回数 14 回)
③	あんしん見守り登録事業	認知症等で行方不明になる恐れのある方を登録し「QR コード付きの見守りシール」や「個人賠償責任保険加入」により、本人や家族を支える	登録者数 13 人 (シール保持 11 人)
④	緊急通報システム整備事業	独居高齢者が、自宅での救急の際、緊急ボタンを押すと、消防署に直接通報できる機器を設置	登録実数 145 件

(3) 高齢者等生活支援事業について

事業名	主な内容	対象者	R6 年度 実績 (延べ)
① 寝具消毒 サービス事業	・寝具類の衛生管理のため、自宅に寝具乾燥車で伺い消毒乾燥を実施。 ・1ヶ月に1回 ・利用者負担：230 円／回	・概ね 65 歳以上高齢者のみ世帯等で、寝具類の乾燥ができないと包括支援センターが判断した方。	119 人
実施主体：シルバー人材センター			
② 訪問理容・ 美容サービス 事業	・訪問による理容・美容を実施。 ・1ヶ月に1回 ・利用者負担：2,000 円／回	・概ね 65 歳以上高齢者のみ世帯等で、外出による理容・美容サービスの利用が困難であると包括支援センターが判断した方。	19 人
実施主体：市と契約を結んだ理美容店			
③ 介護用品の購 入費助成事業	・在宅高齢者の介護者に対し、介護用品（おむつ等）購入費用を一部助成。 ※購入前に購入券を受け取る必要あり。（月ごとに申請） ・購入額 7,000 円を上限として購入額の 9 割を助成（最大 6,300 円）	・前年の市民税非課税世帯で、次の①②いずれか満たす方。 ①要介護 4・5 ②要介護 3 で「日常生活自立度（寝たきり度）B・C」「尿失禁」に両方該当	299 人
実施主体：高齢福祉課			
④ 高齢者短期 入所事業	・養護老人ホーム恵光園での一時宿泊。	・事業対象者、要支援 1・2、要介護 1（認知症なし）の方で、介護者の外出等により一時的な宿泊が必要な方。	468 日
実施主体：養護老人ホーム恵光園			
④ 高齢者公共交 通利用支援事 業	・高齢者に対し、市内バス、タクシー等を使用できる交通チケット 1 万円分を支給。	・4 月 1 日現在で 75 歳以上の高齢者。	申請 6,098 人
実施主体：高齢福祉課			
⑤ 長寿祝金品の 支給	・長寿者に祝金 1 万円を贈呈。 ・支給時期：100 歳年齢に達した日 敬老週間	・100 歳以上高齢者。	100 歳 52 人 100 歳超 55 人
実施主体：高齢福祉課			

(4) 介護人材育成・確保事業について

事業名	主な内容	対象者	R6 年度 実績 (実)
① 介護人材育成 修学資金貸付 事業	・将来介護の道を志す高校生に対し修学資金を貸し付け。 ・20,000 円／月	・福祉系高校に通う市民。 ・恵那南高校ライフサポート系列の生徒。	4 人
② 介護福祉士資格取得支援助成金	・介護福祉士資格の受験・登録費用相当額を交付。 ・30,000 円／人	・市内介護事業所に勤務する介護福祉士合格・登録者。	10 人
③ 介護の仕事 PR	・「恵那で介護を仕事にしたい」動画公開中（市ホームページ、パンフレット等に掲載）	動画「恵那で介護を仕事にしたい」	

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

保険者名	210 恵那市
所属名	高齢福祉課
担当者名	平野 圭
電話番号/内線	0573-26-2111-202116

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

※見える化システムで「地域分析・検討結果記入シート」を作成し、自己評価に役立ててください。

第9期介護保険事業計画に記載の内容				令和6年度(年度末実績)			公表 (予定) の有無
区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策	
①自立支援、介護予防、重度化防止 ②介護給付等費用の適正化 (リストから選択)	「区分」に関する施策を設定した背景や地域課題を記載してください。地域課題を生み出している要因なども併せて記載してください。	「現状と課題」に記載した課題等を解決するため、介護保険事業計画に記載した具体的な取組を記載してください。 ※1つの行に1つの取組を記載してください。複数取組がある場合は行を追加してください。	「具体的な取組」の目標を記載願います。(第9期介護保険計画等に記載した目標) ※達成状況の評価を行いやすくなるため、数値目標の設定が望ましいです。	取組を進めるための具体的な実行内容(年度末実績)を記載願います。	目標に対する実施内容の達成状況を記載。(リストから選択) 数値目標があるものは達成率 (◎:80%以上、○:60～79%、△:30～59%、×:29%以下) 達成率が出しにくい場合、数値目標を設定していない場合は次の指標 (◎達成できた、○概ね達成できた、△達成はやや不十分、×全く達成できなかった)	○達成できなかった(あるいはできた)要因、今後の対応策等を記載願います。 ○取組を進める中で新たに見つかった課題などがあれば併せて記載してください。	
①自立支援・介護予防・重度化防止	○ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、様々な分野で、地域包括支援センターを中心に、地域ケア会議を戦略的に活用することが必要である。 ○ 自立支援に資するケアマネジメントを基本に、地域ケア会議を通して地域課題を共有し、資源開発や政策形成につなげていくことが求められている。	○地域ケア会議の推進	自立支援型地域ケア会議の開催 (R6) (R7) (R8) 開催箇所 24 26 26 ※R6は実績値、R7以降は目標値	地域ケア個別会議の実施箇所数:13箇所(年2回) 恵那市旧町村全地域	◎	○社会福祉協議会の専門職派遣や自立支援型ケアマネジメント研修の開催支援により、会議は順調に進んでいる。引き続き、高齢者の問題解決を支援するため開催する。 ○今後は、会議立ち上げ後のフォローアップとして、地域ケア個別会議に参加する専門職や事業所のレベルの向上を図る必要があるため、研修を行う。	公表予定
①自立支援・介護予防・重度化防止	○高齢者が可能な限り自立し、日常生活を送ることができるよう、健康づくり・介護予防事業を推進する必要がある。 ○健康寿命を延伸し、フレイルや要介護状態の予防、要介護状態等の軽減、重度化防止を図ることが求められている。	○介護予防教室の開催や介護予防講師の派遣	介護予防事業の延べ参加者数 (R6) (R7) (R8) 参加者数 18,250 14,550 14,900 ※R6は実績値、R7以降は目標値	○介護予防普及啓発事業:5,444人 健康教室、回想法事業、健康シニア応援塾等 ○地域介護予防活動支援事業:1,928人 はつらつサポーター、ふれあい温泉施設事業等	◎	○地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支え合い体制づくりを推進してきた。また、要支援者の方に対する効果的かつ効率的な支援に努めた。	公表予定
①自立支援・介護予防・重度化防止	○認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、「認知症施策推進大綱」に加え、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の理解を深めるための啓発や本人発信支援、認知症の予防・早期発見、医療・ケア・介護サービスの提供、若年性認知症の人や家族介護者への支援など「共生」と「予防」を両輪とした総合的な認知症施策が必要である。	○認知症サポーターの要請と支援	認知症サポーター養成講座修了者数 (R6) (R7) (R8) 参加者数 169 250 300 ※R6は実績値、R7以降は目標値	○認知症サポーター養成講座修了者数:169人	◎	○認知症サポーターがさらに認知症への理解を深められるよう、フォローアップ研修の開催やあんしん声かけ訓練による人材育成など活動の充実が図られた。 ○気軽に参加してもらうことを念頭に、多様な関係機関と連携しながら機会の周知拡大が必要。	公表予定
②給付適正化	○介護保険サービスの利用状況を正確に把握し、介護保険事業が今後も円滑かつ適正に運営されるよう、中長期的な人口動態やサービス需要を踏まえたサービス提供体制の整備が必要。 ○介護保険サービスが効果的・効率的に利用されるよう、サービスの質の向上に向けた指導や支援、介護給付の適正化に向けた取組の推進が必要。	○介護保険サービスの安定運営	介護給付費 (R6) (R7) (R8) 費用(千円) 5,717,548 5,744,953 5,712,414 ※R6は実績値、R7以降は目標値	○介護給付費:5,717,548千円	◎	○高齢者が住み慣れた身近な地域でサービスを受けることができるよう、それぞれの要介護状態に応じた必要なサービスの提供が必要。	公表予定

養護老人ホーム恵光園 短期入所（利用料金・送迎費用）見直しについて

1. 短期入所の概要について

(1) サービスの概要

急病や冠婚葬祭等で擁護者がいない場合や、日常生活の相談・指導が必要な方を対象に一時宿泊が可能。

①対象者

- ・おおむね 65 歳以上の方
- ・介護保険の認定を受けていない方、事業対象者、要支援 1・2、要介護 1（認知症のない方）の方

②利用日数

- ・連続では 30 日間

③利用料金

- ・ 1 日 3,000 円（食費、居住費等を含む）

④送迎費用

- ・片道 500 円を上限に園長が定める額

⑤利用実績（令和 6 年度・延べ数）

- ・ 60 人、414 日

(2) 問題点

合併後約 20 年間、料金の見直しが一度も行われておらず、近年の物価高騰、人件費高騰分の現状を反映しきれていない。

これまでは利用者の経済的負担軽減を目的として金額の据え置きを行っていたが、現行の負担額では施設運営に著しい支障を来している。

2. 利用料金・送迎費用の変更案について

事業が継続できる価格とし、それぞれ適正な額で増額する。

	変更前	変更後
利用料金	3,000 円 (食費、居住費等を <u>含む</u>)	3,000 円 (食費、居住費等を <u>含まない</u>) ※
送迎費用	1 回（片道） <u>500 円以内</u>	1 回（片道） <u>1,000 円以内</u>

※食費、居住費は、介護保険の自己負担限度額認定の金額（2 段階・個室：600 円・480 円）に準ずる。

改正

平成29年 3 月23日規則第19号

恵那市介護保険運営協議会規則

(設置)

第 1 条 介護保険事業の円滑な運営及び介護保険制度の推進を図るため、恵那市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 介護保険事業に関する施策の実施状況に関すること。
- (2) 介護保険事業に関する調査研究
- (3) その他介護保険に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 被保険者委員
- (2) 介護に関し学識又は経験を有する委員
- (3) 介護サービスに関する事業に従事する委員
- (4) その他必要と認められる委員

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は、委員の互選とし、協議会を代表として会務を総括する。

2 副会長は、会長の指名した者とし、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(報告)

第 6 条 協議会は、協議の結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、これを尊重するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、医療福祉部高齢福祉課において処理する。

一部改正〔平成29年規則19号〕

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日規則第19号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。